

○生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。 (6) 教育認定子ども <u>子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)</u>第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。 (7) 満3歳以上保育認定子ども <u>令第4条第1項第2号</u>に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (8) 略 別表(第3条関係) 略 備考 1～5 略 6 この表のC₂階層からC₁₈階層までにおける市町村民税所得割合算額を計算する場合には、<u>地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者等(教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。)</u>が所得割(同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)<u>の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)</u>の区域内に住所を有していた者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第4項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。 (6) 教育認定子ども <u>法第27条第1項</u>に規定する教育認定子どもをいう。 (7) 満3歳以上保育認定子ども <u>子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)</u>第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (8) 略 別表(第3条関係) 略 備考 1～5 略 6 この表のC₂階層からC₁₈階層までにおける市町村民税所得割合算額を計算する場合には、<u>地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者等(教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。)</u>が所得割(同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)<u>の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)</u>の区域内に住所を有していた者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた

7・8 略

者とみなす。
7・8 略